

株式会社	イーライセンス
------	---------

はじめに

平成13年10月1日から著作権等管理事業法が施行され、同法に基づく経過措置期間を終了した平成14年4月1日からの実質的な著作権等管理事業の自由化から約2年半が経過いたしました。この間、当社は、著作権等管理事業法に基づく民間参入第1号の管理事業者（登録番号第01005号）として、音楽著作物の録音、インタラクティブ送信に関する著作権管理業務を行って参りましたが、上記のように施行から約3年、実質的な音楽著作権管理事業の自由化から約2年半が経過した今もなお、いわゆる仲介業務法（「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」）下で、音楽著作物の著作権管理を一元的に行っていた社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」）の管理体制を前提にした制度が多数存在し、それゆえに、複数の事業者間の競争により著作物等の権利者及び利用者（需要者）双方の利益を増進させるとの期待のもとに施行された著作権等管理事業法の理念が十分な形で実現されていないのが現状です。

以下では、具体的問題点と改善の方向性について、当社の意見を提出させていただきます。

1 私的録音補償金の分配先が特定の著作権等管理事業者のみとなっていること

※ 本問題点については、すでに文化庁長官宛に申入済みですが、念のため再度記します。

(1) 問題点

複数の民間事業者が著作権管理を実施している現在、著作権等管理事業者のうちの1者であるJASRACのみが、社団法人私的録音補償金管理協会（以下「SARAH」）から私的録音補償金の分配を受けうるという現行の制度（著作権等管理事業法制定以前に設けられたものである）では、他の著作権等管理事業者に権利管理を委託する権利者に対する差別的取扱ゆえに、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託する著作権者等との関係において公平公正な分配が行われているとはいえない。

また、現行制度のように、私的録音補償金がすべてJASRACにのみ分配される制度を維持するとしても、JASRACから、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託している著作権者にも公平に分配されるようにすべく、他の著作権等管理業者等への公正な再分配ルールの整備等が必要である。

(2) 現行制度の問題点と改善の方向性に関する当社の意見

- ① 現行制度では、私的録音補償金は、私的録音に係る著作物に関し、著作権法第21条に規定する権利を有する権利者に分配されるべきものとされ (SARAH 私的録音補償金分配規程第2条1項)、具体的にはJASRACを通じて分配が行われるものと規定されているところ (同条2項)、著作権等管理事業法施行下においては、この分配先を必ずしも旧仲介業務法施行時代と同様にJASRACに限定する必要はなく、むしろ、JASRACが一旦受領してJASRAC以外の (JASRACと競争関係にある) 他の著作権等管理事業者に権利管理を委託している著作権者に再分配するという構造を通じて、他の著作権等管理事業者に権利管理を委託する権利者に対する差別的取扱 (JASRACに信託している権利者には要求されない特別な手続を要求したりするなど) を行うことによる競争制限のおそれも生じてきていることを考えれば、著作権等管理事業者数及び使用状況に応じた按分処理等の取扱を行うことによって、権利者に対する公平な分配を実現するため、SARAHから、JASRAC以外の著作権等管理事業者への直接分配の途を開くべきである (なおJASRACによる競争制限の可能性については公正取引委員会発表・平成15年3月31日付「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」(以下単に「デジタルコンテンツ競争政策報告書」) 参照)
- ② 上記①の他の著作権等管理事業者への直接分配が実現するまでの間、JASRACを通じた私的録音補償金の分配を継続するとしても、現行のJASRACを通じた分配では、分配対象となる私的録音補償金のうち、JASRACへの委託者等に99%が分配され、非委託者に対しては1%しか分配されないこととなっており (JASRAC私的録音補償金分配規程第8条)、他の著作権等管理事業者に権利管理を委託している者は、ここにいう「非委託者」と解釈されるため、私的録音補償金の分配につき、JASRACに権利の管理を委託している者よりも著しく不利益を被るおそれがある。そこで著作権等管理事業者数及び使用状況に応じた按分処理等の取扱を行うことによる権利者に対する公平な分配を実現するため、著作権等管理事業法施行に対応した形での私的録音補償金分配に関する規定の再整備等の指導 (著作権等管理事業者の管理実態をふまえ非委託者に対する分配資金を増額するなど) を、SARAHからJASRACに対して行うべきである (SARAH私的録音補償金分配規程9条参照)。
- ③ 私的録音補償金のJASRACの委託者等への具体的な分配は、JASRACの定める私的録音補償金分配細則によって行うものとされており、その決定はもっぱらJASRACの内部手続によって行われることから、運用次第によっては、上記以外にもJASRACに権利管理を委託している者と、他の著作権等管理事業者に権利管理を委託している者として差別的取扱が行われ、他の著作権等管理事業者との競争制限行為につながるおそれもあるため、SARAHからJASRACに対して、著作権法第21条に規定する権利を有する権利者に公平に分配されるように、規程の再整備および運用に関する指導を行うべきである (なおそもそもJASRACの定める私的

録音補償金分配細則は、対外的に公開されておらず、各権利者に対して公平な分配が行われているか否かを検証することさえ困難であるという問題も存在する。

2 JASRAC が使用者団体との間で包括契約を締結している点

(1) 問題点

デジタルコンテンツ競争政策報告書の中（同35頁）でも指摘されているように、仲介業務法施行時には、基本的に著作物の1分野に1事業者の運用とされてきた著作権等管理事業者が、著作権等管理事業法施行後は複数存在しうることになったため、仲介業務法時代の「1分野1事業者」を背景として行われてきた、いわゆる包括（ブランクット）契約が、新規参入事業者にとっての参入障壁となっている。

特に音楽著作権の分野で、新規参入事業者が JASRAC と競合して管理することの多いインタラクティブ配信について現に問題が生じているほか、通信カラオケ・放送・有線放送・貸与など新規参入の可能性のある支分権についても、現実的な参入障壁となっている。

この点、現に問題が生じているインタラクティブ配信に関しては、これまで実際に、JASRAC と包括契約を結んでいる使用者団体も、概ね、

- ① 基本的には今まで一つの管理事業者しかなかったから包括契約を締結した。
- ② これは全ての楽曲の権利処理がこの包括契約で対応できるということが前提だ。
- ③ 現状の JASRAC の対応では、利用者への請求が団体ごとに加算され、高くなってしまう。よって、使用実績に併せた使用料徴収がなされるべきである。また、この問題については、これを JASRAC だけの問題とは捉えずに、複数の管理事業者になったことの問題であり、業界全体で考えるべき問題と捉えている。

との認識を示している。

これに対して JASRAC は以下のような姿勢を示しており、インタラクティブ配信に関する包括契約が新規参入を阻害している要因になっているとの認識に立っていない。

- ① インタラクティブ配信に関しては、許諾は全て包括、使用報告が個別となっている。
- ② 今後は複数の管理事業者があるのだから、当然その包括契約というのは、各管理団体の管理する楽曲毎という認識は働くはずである。
- ③ 使用料の請求について、インタラクティブ配信のストリームのブランクット方式の計算式における複数の管理事業者の請求については、各管理事業者の使用料の定め方による。
- ④ 利用者への請求が高くなっていくことについて、調整する必要があるかどうかは、利用者がどう反応するかによる。（各使用者団体からは変更の必要性が提案されている。）
- ⑤ 今後実際にある利用者のサイトにおいて JASRAC の管理楽曲の割合が少なくなることによって使用料の総額が以前より多くなったときに、その利用者が JASRAC に対して協議の申し入れをすればよい。

- ⑥ 包括契約というのは別に管理事業者がひとつであることを前提にしているわけではない。ノンメンバーにも申請があれば分配している。しかも JASRAC のレパートリーは日々増えている。
- ⑦ 複数の管理事業者が出来たからといって料率を下げたり、使用料規程の変更をしなければならないものではない。

(2) 現行制度の問題点と改善の方向性に関する当社の意見

このような包括契約は、JASRAC が過去の独占的地位に基づき利用者の事業収入の一定割合を著作権使用料として徴収するもので、上記のようにそもそも「1分野1事業者」の運用を前提に行われてきたものだが、著作権等管理事業法に基づいて複数の著作権管理事業者が存在する現在においてもなお見直されることのないまま存続している。音楽著作物を複数の著作権等管理事業者が管理しているからといって、利用者の利用する音楽著作物・事業収入が変化するものではない以上、JASRAC 以外の著作権等管理事業者が管理する著作物を利用することは、利用者にとってコストアップの要因となる。大口の利用者がそれを理由に複数の著作権等管理事業者との包括契約を忌避するような場合には、著作権等管理事業法の施行により複数の著作権等管理事業者の参入が認められることとなったにもかかわらず、著作権等管理事業の分野への新規参入が行われなくなるなど、当該分野における競争阻害要因ともなり得るということが、デジタルコンテンツ競争政策報告書においても指摘されている(同36頁)。このような報告書の指摘をもとに、現実にインタラクティブ配信については、著作権等管理事業者数及び使用状況に応じた按分処理等、利用者側からも JASRAC に提案・申入れを行っているが、現時点において見直しが具体的に行われていない。

このような見直しに一定の時間を要することは理解できるものの、著作権等管理事業法施行からすでに3年が経つ現在においては、このような旧仲介業務法上の運用を前提とした制度の継続による著作権等管理事業法の理念阻害という事態には、監督官庁による何らかの措置が執られなければならないものというべきである。

インターネットや携帯電話などインタラクティブ配信での音楽著作物の利用形態は、今や100億円に迫る使用料徴収実績をあげている“着メロ”、オリジナル音源をそのまま配信する“着うた”や“リングバックトーン”など新たな配信システムによる携帯電話での実績がほとんどを占めている。反面、米国での急速な進展に比べ、日本国内ではインターネットを使った音楽配信やネットラジオが伸び悩んでいる。このような伸び悩みの原因・障害となっているのが、この“包括契約”に他ならない。

知財立国を目指す日本にとって最重要課題であるネットワーク上のコンテンツビジネスの活性化という観点から、放送、通信に係わるいわゆる“包括契約”の見直しによる新たな取引ルールの制定、著作物利用者の利便性を高めるインターネットを活用した権利情報窓口の一元化及び処理業務の簡素化など著作権を取りまく課題に、関連業界あげて取り組む必要が増大している。著作物の使用実態をふまえた公正な使用料の徴収という著作権法に根ざした理念の実現、および独占的(優越的)地位を有する管理事業者が本来ならば他の事業者に分配されるべき著作権使用料までをも徴収してしまうこと

による競争制限効果を排除すべき見地から、この問題への緊急な対応が必要である。

そしてこの問題の解決は、上記のように、JASRAC と競合して管理されることが多いがゆえに、既に問題が顕在化しているインタラクティブ配信のみならず、今後 JASRAC 以外の管理事業者の新規参入により、JASRAC と競合して管理されることが予想される、通信カラオケ・放送・有線放送・貸与などの支分権についての参入障壁を取り払う意味においても、極めて緊急度の高いものといえる。このような「1分野1事業者」だった仲介業務法時代の遺物ともいえる「包括契約」という名の新規参入障壁が取り払われない限り、著作権等管理事業法が予定していた、著作権等管理事業の自由化による、著作物等の権利者及び利用者（需要者）双方の利益の増進という理念は、真の意味で実現されえないのである。

3 JASRAC 信託譲渡契約と複数管理事業の弊害

(1) 問題点

現行の JASRAC 信託契約約款第 2 1 条第 2 項は、「信託期間中に本契約を解除した委託者は、解除した契約に定める信託期間の終期が到来するまでの間、受託者に著作権を信託することができない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。」とし、5 年とされている信託契約の期間中において、著作権者が何らかの意向によって、JASRAC に信託している著作物につき自己管理または他の著作権管理事業者に管理委託等、その権利管理形態の変更をしたいと考えた場合でも、その自由な変更を実質的に制約している。

例えば、著作権者が当該著作物のうち「インタラクティブ配信」にかかる権利管理のみ他の著作権等管理事業者に移行したいと考えたとしても、それをしてしまえば上記制約により、演奏権などインタラクティブ配信以外の支分権まで JASRAC に信託できないという結果を伴うことになってしまうため、それをおそれて（たとえば演奏権が管理できなくなる状態になることをおそれて）、事実上インタラクティブ配信に関する著作権等管理事業者の変更を断念するという結果を招くおそれの大きい制度となっている。これでは著作権者が自ら権利を有する著作物の管理方法を選択する自由が阻害されているばかりか、新規参入の著作権等管理事業者に対する競争制限を招くことになる（この点「デジタルコンテンツ競争政策報告書」37 ページ参照）。

(2) 現行制度の問題点と改善の方向性に関する当社の意見

そもそも IT 等インフラを中心とした現状の社会構造の変化や、それに基づく新規音楽利用媒体の出現、そしてその流れを受けて行われた仲介業務法の廃止・著作権等管理事業法の改正は、JASRAC に対して権利を信託していた信託者にとっては、まさに信託当時に予見し得なかった事情であり、JASRAC に対する信託期間が 5 年という比較的長期にわたる期間であることをも考えれば、かかる事情は「信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情」（信託法 2 3 条）として、一部の支分権の管理方法（管理事業者）の変更を含めた、信託財産の管理方法の変更も可能とされるべきである。

おわりに

以上、早急な改善を要する問題点を提言させていただきました。

そもそも著作権など知的財産は、権利者保護を最重要テーマと捉えることはもちろんですが、利用者への利便性や産業の発展の足かせになってはならないと考えます。

誰もがネットワークで手軽に新しい音楽を聴け、誰もが自分の創った音楽を発表できる。そんな音楽の楽しみ方がより安全に、より自由に行われる環境を創造することにより、コンテンツビジネスの活性化に積極的に寄与していくことが必要です。

デジタル時代の申し子とも言える「著作権等管理事業法」施行から3年、以上のような問題点の改善なくして、規制改革の本来の成果を挙げることは難しく、且つ、「著作権法」の基本である「公正公平な」著作権管理の実施はあり得ないと考えます。 敬具